

# 平成27年度明るい選挙啓発ポスターコンクール 審査結果

## ■羽村市入選者(敬称略)

野嶋輝星(羽村東小学校6年生)  
 盛田理捺(羽村東小学校6年生)  
 矢嶋優美花(羽村東小学校6年生)  
 野尻さつき(羽村西小学校4年生)  
 青柳陽人(羽村西小学校6年生)  
 金丸英里奈(羽村西小学校6年生)  
 土方光莉(富士見小学校3年生)  
 丹下悠生(富士見小学校3年生)  
 長坂萌花(富士見小学校4年生)  
 半谷優里子(富士見小学校5年生)  
 酒井杏奈(富士見小学校5年生)  
 花谷舞奈(富士見小学校5年生)  
 落合亜実(富士見小学校5年生)  
 武藤千秋(富士見小学校6年生)  
 上原紗弥(栄小学校6年生)  
 齊藤菜々(栄小学校6年生)  
 馬場美里(栄小学校6年生)  
 和田凌空(松林小学校6年生)  
 野口健(小作台小学校5年生)  
 塩野百音(武蔵野小学校5年生)

## ■感謝状贈呈校(協力校)

羽村第二中学校

木本皓陽(武蔵野小学校6年生)  
 渡辺亜美(武蔵野小学校6年生)  
 福島朋花(羽村第一中学校1年生)  
 塩田結(羽村第一中学校2年生)  
 藁島奉志(羽村第一中学校2年生)  
 古屋愛里菜(羽村第一中学校2年生)  
 阿部琴音(羽村第二中学校1年生)  
 加藤成賀(羽村第二中学校1年生)  
 小田切華穂(羽村第二中学校1年生)  
 三浦英恵(羽村第二中学校1年生)  
 影山佳乃(羽村第二中学校1年生)  
 羽賀千優(羽村第二中学校1年生)  
 西陽菜(羽村第二中学校1年生)  
 湯川桃子(羽村第二中学校1年生)  
 松永悠(羽村第三中学校1年生)

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 555-1111 内 682



▲明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

## 第5回

### 羽村市環境フェスティバル 実行委員・ボランティア募集

市では、環境配慮意識の高揚や環境保全行動を推進するため、市民や事業者などの皆さんとの協働により、「環境フェスティバル」を行っています。

平成28年度に行う「第5回羽村市環境フェスティバル」の実行委員を募集します。

環境に関心のある方、イベント運営に携わってみたい方など、ぜひ応募してください。

#### 対象

実行委員(フェスティバルの企画・運営を行っていただきます)

○個人(満18歳以上で市内在住・在勤・在学または市内で活動している方)

○市内事業者

#### 当日ボランティア

○個人(中学生以上で市内在住・在勤・在学の方)

○市内事業者

会議時間 主に平日の午後7時〜9時

任期 第6回羽村市環境フェスティバルが開

催される前日まで

※第1回実行委員会は平成28年1月下旬を予定しています。

※応募方法など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 環境保全課環境保全係 ☎ 225

# 「ご存じですか？」 「成年後見制度」

問合せ 制度について：社会福祉課庶務係①107  
／利用支援について：高齢福祉介護課地域包  
括支援センター係①197、障害福祉課障害者支  
援係①185、健康課健康推進係①624

成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分ではない方の財産管理や身上監護（日常生活でのさまざまな契約など）を支援していく制度です。後見人等が本人に代わって契約などを行ったり、本人のみで行った不利益な契約行為を取り消したりするなど、本人を保護し援助を行います。

- 一人では契約やお金の管理が難しい：
- 悪徳商法などの被害が心配：
- 今後について備えておきたい：
- そんなとき、「成年後見制度」の利用を考えてみてはいかがでしょう。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

## ◆法定後見制度（判断能力の不十分な方）

法定後見制度は、利用する方の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つに分かれます。

### 法定後見制度を利用するまでの流れ

本人の住所を管轄する家庭裁判所に申立てを行います（羽村市の管轄は東京家庭裁判所立川支部）。

①申立ての準備 申立てに必要な書類の準備（申立書類の作成、戸籍謄本や医師の診断書などの用意）

### ■法定後見制度（判断能力の不十分な方）

名称	後見	保佐	補助
対象となる方（本人）	判断能力がまったくない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方（申立人）	本人、配偶者、親・子・孫など直系の親族、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹、市区町村長、検察官など		
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為	日常の買い物なるなど生活に関する行為以外	重要な財産関係の権利を失ったりする行為など	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要）
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為（本人の同意が必要）	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為（本人の同意が必要）

- ② 審理 申立書類の審査、面接、調査官の調査、親族への照会、鑑定など
  - ③ 審判 後見等開始、後見人等を誰にするかを裁判官が判断
  - ④ 審判確定
  - ⑤ 後見登記 成年後見人等による支援開始
- 申立てについての問合せ 東京家庭裁判所立川支部 後見係 ☎042-845-0324・0325

### 成年後見人等には選ばれる方とは

成年後見人等には、配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、または法人など、本人にとって最も適任と思われる方を家庭裁判所が選任します。

### ◆任意後見制度（判断能力のある方）

任意後見制度は、本人の判断能力が不十分になつた場合に備えて、契約により任意の後見人を決めておく制度です。

### 任意後見制度を利用するまでの流れ

- ① 内容の検討 本人と任意後見を依頼された方（任意後見受任者）が任意後見の内容を話し合う
  - ② 公正証書作成 本人と任意後見受任者が公正役場で正式に契約を交わす
  - ③ 判断能力が不十分になったとき 家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行う
  - ④ 任意後見監督人選任 監督人の選任後、任意後見受任者は正式に任意後見人としての支援を開始する
- 任意後見制度についての問合せ 立川公証役場 ☎042-524-1279

### 「ふくし（権利擁護等）法律相談」

羽村市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な方の権利擁護相談や福祉サービス利用に関する相談を受け付けています。また、原則毎月第4水曜日に弁護士による「ふくし（権利擁護等）法律相談」を行っています。成年後見制度の活用、財産管理、権利侵害、福祉サービス利用の際の苦情などの相談に無料で応じています。ぜひ、活用してください。

問合せ 社会福祉協議会 ☎554-0304